

亀岡市国民健康保険 歯周疾患健康診断を実施します

実施期間 9月1日(月)～平成27年3月31日(火)

ところ 市内各歯科医院(詳しくは問へ)

対象 亀岡市国民健康保険の加入者で、次のすべてに該当する人▶20歳以上の人▶国民健康保険料に未納がない世帯の人

※平成26年4月1日現在、亀岡市国民健康保険加入者で、平成26年度末に40歳・45歳・50歳の人には利用券を8月下旬に送付していますので、市への申し込みは必要ありません。

健診内容 問診、口腔内検査、結果説明および歯科指導

健診料 500円(健診当日に治療をされる場合は別途治療費がかかります)

定員 50人(先着順)

申し込み 問 9月9日(火)から10月31日(金)までの間に、国民健康保険被保険者証と印鑑を持参の上、市役所1階保険医療課(7番窓口)

TEL25-5025、FAX25-5021

(保険医療課)

亀岡市国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者の特定健診について

健診実施期間は10月20日(月)までですので、早めに受診してください。

《集団健診のお知らせ》

仕事などにより平日に受診することが難しい人を対象に、集団健診を実施します。

とき・ところ 11月8日(土)、9日(日)市役所1階市民ホール

受付時間 両日とも午前8時30分～11時15分

対象 亀岡市国民健康保険の加入者で、40歳から74歳までの人。後期高齢者医療保険の加入者。

※亀岡市国保が実施する人間ドック・脳ドック受診者、後期高齢者医療保険が実施する人間ドック受診者は除きます。

※個別医療機関で受診した人など、1年に2回の受診はできません。

健診費用 70歳未満の人は1,000円。70歳以上の人は無料(平成26年度末時点の年齢)

申し込み はがき、または封書で「健康保険証の記号番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、受診希望日」を記入の上、10月3日(金)までに次へ

あて先 〒621-8501(住所不要) 亀岡市保険医療課「集団健診」行

その他 はがき1枚で何人でも申し込み可▶受診希望日の記入がない場合は、亀岡市で指定します▶受診時間の指定はできません▶受診者には、10月下旬に健診委託機関から受診日時をお知らせし、問診票を送付します▶受診日には、健康増進課が実施する肺がん

検診を同時に受診することもできます(申し込み不要・有料)

問 市役所1階保険医療課

TEL25-5025、FAX25-5021

健康増進課(保健センター)

TEL25-5004、FAX25-5128

(保険医療課・健康増進課)

特定計量器の定期検査について ～お店のはかりは正確?～

取り引き・証明(業務用)に使用される計量器(はかり)は、計量法により2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

亀岡市は、平成26年度が定期検査の年となっています。

定期検査を受けていない計量器がありましたら、一般社団法人京都府計量協会まで連絡してください。

問 (一社)京都府計量協会

TEL075-415-3166

(ものづくり産業課)

亀岡市消費生活センターからのお知らせ

亀岡市消費生活センターの相談窓口へ寄せられる相談や苦情で、最近、多く見られる事例を紹介します。皆さんも、暮らしに関わる情報に関心を持ち、契約するときなどは十分に注意しましょう。

《身に覚えのないメールは無視!》

【相談事例】

- ①携帯電話に「以前登録したモバイル情報コンテンツが退会処理をされないまま放置され料金が未納になっている。身元調査の依頼が来ているため、本日中に連絡してください」というメールが届いた。「このまま放置すると身辺調査・法的措置へ移行します」と記載されている。
- ②携帯電話に、「懸賞金に当選しました。当選金を振り込むので、連絡をください」というメールが届いた。このサイトに応募した覚えはない。

【ひとこと助言】

- ①利用した覚えがない請求は支払わず無視をしましょう。業者に連絡すると、かえって新たな個人情報の流失につながり、その後もっと強硬な請求に変わります。「これ以上関わりたくないから」と思って請求に応じるとターゲットにされ、更なる請求につながります。
- ②サイトのURLをクリックすると出会い系サイトに誘導され、詳しい情報をやり取りするため有料のポイントを何度も購入させられますが、結局懸賞金は受け取れません。クレジットカードで決済することができるため、気づかないうちに高額な利用料になってしまいます。

【ひとことアドバイス】

- ※無料の懸賞サイトや古いサイトなどに登録したことをきっかけにメールが届くようになります。安易に個人情報を入力するのはやめましょう。
- ※だまされたと思って、支払ったお金を取り戻すのは非常に困難です。くれぐれも「お金」にかかわるメールには関わらないようにしましょう。

詳しくは、亀岡市消費生活センターへ問い合わせてください。



【亀岡市消費生活センター】

市役所1階市民課市民相談係(5番窓口)

TEL25-5005、FAX25-5021

(市民課)

9月30日は交通事故死ゼロを目指す日です